4　新規則別表六㈢の書式は、法人の平成三十一年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

5　新規則別表十八から別表十八の三までの書式は、法人の平成三十一年四月一日以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用し、法人の同日前に納税義務が成立した中間申告書に係る法人税及び連結法人の同日前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

6　この省令の施行の日から平成三十一年九月三十日までの間における次の各号に掲げる書式の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　新規則別表三㈠の書式　同表の表中

「住民税税額 (19)又は(20)×(16.3%又は10.4%)」

とあるのは

「住民税税額 (19)又は(20)×16.3%」

と、

「調整地方税額に係る控除額 ((21)+((別表一「12」+「41」)×20%)又は(別表一「12」+「41」)×20%)」

とあるのは

「調整地方税額に係る控除額 ((21)+((別表一「12」+「41」)×(16.3%又は10.4%))×20%)」

と、同表の記載要領第五号(2)中「「住民税税額 (19)又は(20)×(16.3%又は10.4%) (21)」」とあるのは「「住民税税額 (19)又は(20)×16.3% (21)」」とする。

二　新規則別表三の二付表二の書式　同表の表中

「住民税税額 (24)又は(26)又は(27) のいずれか多い金額)×(16.3%又は10.4%)」

とあるのは

「住民税税額 (24)又は(26)又は(27) のいずれか多い金額)×16.3%」

と、

「調整個別帰属地方税額に係る控除額 ((24)又は(30)のいずれか多い金額)×(16.3%又は10.4%)」

とあるのは

「調整個別帰属地方税額に係る控除額 ((24)又は(30)のいずれか多い金額)×16.3%」

と、同表の記載要領第九号(1)中「いう。(3)及び次号(2)において同じ」とあるのは「いう」とする。

7　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二十第十九項、第二十二条の十一第二十四項及び第二十二条の七十六第二十四項中「別表十二㈠」を「別表十二㈢」に改める。

8　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条の七第四項中「別表十二(十六)」を「別表十二(十五)」に改める。

○財務省令第三十二号

地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）を実施するため、地方法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十二日

財務大臣臨時代理
国務大臣　石田　真敏

地方法人税法施行規則の一部を改正する省令

地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「別表一㈠」を「別表一」に改める。

別表一の表を次のように改める。